

「基本診療料の施設基準等」に基づく掲示 外来での「医療情報取得加算」の 算定について

- 当院は、①電子カルテやレセプトコンピューター等による請求事務と、②健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行い、患者さんの**診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めている**医療機関です。
- 国が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証のご利用の有無に関わらず、下記の通り、診療報酬点数を算定いたします。



医療情報取得加算

- 初診時・・・1点
- 再診時(3カ月に1回に限り算定)・・・1点

留意事項

- 取得情報には、「受診歴」「薬剤情報」「特定健診情報」や、その他必要な診療情報が含まれます。その情報を活用して、診療を行います。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

マイナ保険証をご利用の場合は、 受付の係員へお申し出ください。

- ① マイナンバーカードをご持参のうえ、カードリーダーに置いてください。
- ② 「本人確認」(暗証番号か顔認証)をしてください。
- ③ 情報提供についての「同意」を判断してください(「はい、いいえ」の繰り返し)



医療法人一祐会

FI 藤本病院